

31 愛給第 147 号

令和元年 9 月 17 日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 様

愛知中部水道企業団

企業長 小野田 賢治

(公印省略)

愛知中部水道企業団給水装置工事設計・施行基準の一部改正について (通知)

日ごろは、本企業団の水道事業にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり愛知中部水道企業団給水装置工事設計・施行基準を一部改正しましたので、内容をご確認のうえ、貴社従業員に周知していただくようお願いいたします。

なお、企業団ホームページ「水道企業団からのお知らせ」にも掲載します。

記

1 主な改正内容

- (1) 水道施設整備分担金に関する項目の削除
- (2) 設計審査手数料、現場確認料の改正
- (3) 水道法施行令の一部改正に伴う、条番号の改正
- (4) 水道施設整備分担金に関する項目の削除に伴う、様式第 1 号の変更

2 施行日 令和元年 10 月 1 日

3 様式の移行期間 令和 2 年 3 月 31 日まで

※令和 2 年 4 月 1 日以降は必ず新様式をご使用ください。

問合せ先 愛知中部水道企業団
給水課 給水装置申請グループ
TEL (0561) 38-0035
FAX (0561) 38-1427